

2021年11月

マイナンバーのお届出をされていない
NISA口座を開設していただいているお客様へ

NISA口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫にNISA口座を開設されているお客様のうち、2017（平成29）年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきましては、2022（令和4）年1月1日をもって廃止されます。

該当するお客様のうち、2022（令和4）年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方は、本年11月30日（火）までに、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、お取引店舗か下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

敬具

【お問合せ先】

兵庫信用金庫 資金部 電話(079)282 - 5000